被扶養者を「取消」する場合の提出書類一覧

別紙B・取消

取消の種類	被扶養者としての要件を欠くに至った者		取消理由	取消日	被扶養者申告書	・扶養手当支給状況（終期および証明印）※1	組合員被扶養者証	就職日を確認できる書類 次のいずれかを添付 ・雇用契約書等 ・勤務先の保険証 ※内定通知書不可	または支払証明書等給与等の月々の支給明細書 ※2	または振込通知書年金等の決定・改定通知	収支内訳書・青色申告決算書確定申告書および	雇用保険受給資格者証（両面）	（新しい保険証の写しまたは扶養協議書）扶養替えの日を確認できる書類	離婚日を確認できる書類	婚姻日を確認できる書類	死亡日を確認できる書類	市区町村長発行の課税・非課税証明書 ※3	無収入の申立書 ※4	別居期間中の送金の証明	資格喪失証明書発行願	国民年金第３号被保険者届（配偶者のみ）	左記の書類以外で認定取消に必要な書類
								写し	写し	写し	写し	写し		写し	写し	写し	原本					
一般認定	就職した者		就職	就職日	○	○	○	○				(○)								★	●	(★)
	収入増加	収入が増加した者	収入増加	収入増加の日	○	○	○		○											★	●	(★)
		雇用形態が変わり収入が増加した者	収入増加	雇用形態が変わった日	○	○	○		○											★	●	(★)
		年金受給等により収入が増加した者	収入増加	通知等で金額を知った日	○	○	○			○										★	●	(★)
		不動産収入等により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・確定申告を行った日	○	○	○				○									★	●	(★)
		株等の譲渡により収入が増加した者	収入増加	確定申告を行った日	○	○	○				○									★	●	(★)
	アルバイト先・パート先等で保険証が交付された者		社会保険加入	保険証の資格取得日	○	○	○	○ 保険証の写し												★	●	(★)
	雇用保険の支給が開始された者		支給開始	認定（支給）期間の初日	○	○	○					○								★	●	(★)
	扶養替えをした者		扶養替え	扶養替えの日	○	○	○						○	(○)	(○)	(○)				★		(★)
	組合員と離婚した者		離婚	離婚日の翌日	○	○	○							○						★	●	(★)
	死亡した者		死亡	死亡日の翌日	○	○	○									○				★	●	(★)
	その他の事由により取消をする場合		その他	取消事由の発生日	○	○	○													★	●	(★)
特別認定	就職した者		就職	就職日	○	☆	○	○	△			(○)					★	△	★	★	●	(★)
	収入増加	収入が増加した者	収入増加	収入増加の日	○	☆	○		○								★	△	★	★	●	(★)
		雇用形態が変わり収入が増加した者	収入増加	雇用形態が変わった日	○	☆	○		○								★	△	★	★	●	(★)
		年金受給等により収入が増加した者	収入増加	通知等で金額を知った日	○	☆	○		△	○							★	△	★	★	●	(★)
		不動産収入等により収入が増加した者	収入増加	収入増加の日・確定申告を行った日	○	☆	○		△		○						★	△	★	★	●	(★)
		株等の譲渡により収入が増加した者	収入増加	確定申告を行った日	○	☆	○		△		○						★	△	★	★	●	(★)
	アルバイト先・パート先等で保険証が交付された者		社会保険加入	保険証の資格取得日	○	☆	○	○ 保険証の写し	△								★	△	★	★	●	(★)
	雇用保険の支給が開始された者		支給開始	認定（支給）期間の初日	○	☆	○		△			○					★	△	★	★	●	(★)
	扶養替えをした者		扶養替え	扶養替えの日	○	☆	○		△				○	(○)	(○)	(○)	★	△	★	★		(★)
	組合員と離婚した者		離婚	離婚日の翌日	○	☆	○		△					○			★	△	★	★	●	(★)
	死亡した者		死亡	死亡日の翌日	○	☆	○		△							○	★	△	★	★	●	(★)
	その他の事由により取消をする場合		その他	取消事由の発生日	○	☆	○		△								★	△	★	★	●	(★)

● 20歳以上60歳未満の配偶者のみ提出してください(配偶者が勤務先で健康保険に加入した場合は提出不要です。)。

★ 該当する場合のみ提出してください。

△ 要件を欠くに至った日までに収入がある場合は収入証明を、収入がない場合は無収入の申立書を提出してください。

※1 一般認定の取り消しの場合、県立学校は学校事務センターで証明を受けてください。県機関（県立学校を除く）は扶養親族届を添付してください。

※2 学校等の非常勤講師や臨時的任用職員の場合は、辞令(写)も併せて提出してください。

※3 要件を欠くに至った日が当年の7月1日以降の場合のみ、3か月以内に発行したものを提出してください。なお、当年の4月以降に認定した者は提出不要です。海外在住で証明書が取れない場合は、住民票の除票が必要です。

※4 事由発生日まで無収入であった場合は、申立書を提出してください。

(○)(★) 提出をお願いする場合があります。

【お願い】
組合員被扶養者証は
必ず返納してください。

【注意】・ 一般認定とは、扶養手当を支給されている者（収入が年額130万円または月額108,334円未満）で、特別認定とはそれ以外の者です。
・ 県立学校、県機関の場合、被扶養者の一般認定の書類は、事務センターに提出する扶養手当の書類とは別に必要です。
・ 海外居住により生活基盤が日本から海外へ移った場合は、取消しとなります。（留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等を除く）